

決 定 要 旨

- 決定日 令和6年10月23日
- 名古屋高等裁判所金沢支部第2部 山田耕司（裁判長）、山田兼司、南うらら
- 事件名 再審請求事件
- 請求人 前川彰司

主 文

本件について再審を開始する。

理由の要旨

【決定の骨子】

確定判決は、主要関係者供述（請求人が犯行推定時刻頃、犯行現場付近にいた、請求人が犯行直後の時間帯に血を着衣等に付着させていた、請求人から犯行告白を聞いたなどとするもの）を主たる証拠として、請求人を本件殺人事件の犯人と認めた。

しかしながら、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則に従い、弁護人ら提出の証拠が「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に該当するかを検討すると、主要関係者の一人であるY山が、自らの刑事事件について有利な量刑を得るなどの自己の不当な利益を図るために、請求人が犯人であるとのうその供述を行い、捜査に行き詰った捜査機関において、他の主要関係者に対してY山供述に基づく誘導等の不当な働きかけを行い、他の主要関係者も迎合した結果、Y山のうその供述に沿う主要関係者供述が形成された疑いが払拭できず、同供述は信用できない。この結果、請求人が犯行推定時刻頃に犯行現場付近にいたこと、血痕の付着、犯行告白といった有罪認定の根拠となるべき主要な事実は認定することができず、請求人が犯人であることについては合理的な疑いを超える程度の立証がされているとは認められない。

よって、新証拠は「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」といえるから、本件について再審を開始することとした。

【事案の概要等】

本件は、請求人が、平成7年2月9日、名古屋高等裁判所金沢支部で殺人罪により懲役7年に処せられた有罪判決（確定判決）について、二度目となる再審請求をした事案である。

確定判決は、被告人が、昭和61年3月19日（以下、同日については年の

記載を省略する。）、福井市営住宅内の被害者自宅において、被害者（当時15歳）を殺害した犯人と認めた。

確定判決は、主要関係者6名（Y山、T雄、I見、A美、Y夫及びO田）の供述は信用できると判断し、同供述により、請求人が、犯行時刻に近接した時間帯に市営住宅付近で降車し、約20ないし30分経過後、着衣等に血を付着させて戻ってきたこと、その後、請求人が親戚知人を頼って福井市内を移動し、車内等で犯行を告白するなどしたため、翌20日午後にかけて主要関係者に匿われており、その間、主要関係者が、請求人が着衣等に血を付着させていたのを目撃したことを認定し、その他の間接事実と総合考慮の上、請求人を本件殺人事件の犯人と認めたものである。

確定判決の示した証拠構造は、犯行可能性、血痕付着の目撃、犯行告白といった犯人性を推認させる複数の間接事実から構成されてはいるものの、それらを立証するT雄、Y山及びI見を中心とする主要関係者供述は、事件当夜の出来事について、共通する一つのストーリーを語ることにより、各供述の信用性を相互に支え合う補充関係にある。そのため、主要関係者供述のいずれかの信用性評価に変更があれば、必然的に他の主要関係者供述の信用性評価にも波及する関係にあり、この点に本件の証拠構造の特徴がある。

主要関係者の中でも、I見、T雄及びY山は、いずれも事件当夜に請求人の着衣等に血が付着しているのを目撃したのみならず、それぞれ本件犯行と請求人を強く結びつける核心部分に深く関与しており、確定判決も特にこの3名の関与部分を有罪認定の柱としたものと考えられるので、以下、この3名を中心に検討する。

【I見の供述について】

1 I見は、事件当夜、Y山と行動を共にし、犯行から間もない請求人を喫茶Cに案内してY山と合流させ、その後、請求人をメゾンUにあるA美方に連れて行く役割を果たしたとされる人物である。なお、I見は、昭和61年3月20日午前1時57分頃に、福井市内の新明里橋で本件殺人事件の発生に伴う検問を受けた事実がある。

I見は、確定審において複数回証言しており、第一審では、検察側証人として、捜査段階供述同様、確定判決の認定に沿う証言をした一方（第一次供述）、弁護側証人として、事件当夜はうどん屋Tに行き、男女のけんか（うどん屋Tのけんか）を見た、その夜に本件殺人事件の発生に伴う検問を受けたなどとして、請求人との関与を否定する証言（第二次供述）をした。

I見は、第一次供述において、事件当夜、Y田方でテレビ番組「夜のヒットスタジオ」を見ていたら、アン・ルイスが歌う後ろで吉川晃司が腰を振る

いやらしい場面（本件場面）があり、Y田と本件場面についての感想を交わした、本件場面の頃、Y山から電話があり、Y山を迎えて喫茶Cに行った、その後、メゾンUで請求人の胸辺りに血が付いているのを見て、新明里橋で検問に遭ったなどと供述していた。確定審が証拠として採用した警察官作成の捜査報告書には、3月19日に本件場面が放送された旨が記載されている。

確定判決は、I見の第一次供述の信用性を認め、第二次供述の信用性を否定したが、その理由中で、上記捜査報告書により3月19日に本件場面が放送された事実を認定し、I見が検問を受けた事実と併せて、I見の第一次供述の裏付けとして評価していた。

2 新証拠中のテレビ局に対する照会結果等によれば、本件場面は3月19日に放送されていないことが発覚した（捜査機関において、「夜のヒットスタジオ」の3月19日放送分を実際に視聴するなどして確認することをしないまま、事件直後の捜査で同番組を視聴した警察官の記憶に頼った結果、捜査報告書に間違った放送内容が記載されたもの。）。

I見は、第二次供述において、取調べの初期段階は、事件当夜にうどん屋Tのけんかを見た後に検問を受けた記憶であり、その旨を供述したのに、取調べ官であるM警察官は、Y田らはうどん屋Tのけんかは別の日だ正在といふとして受け付けてくれず、Y田と一緒にY田の家でテレビを見ていたのではないか、Y田がお前と一緒にテレビを見ている、Y田方にY山から電話がかかってきて迎えに行ったやろなどと言われ、警察官の誘導等に迎合して第一次供述を始めるとともに、本当はY田と本件場面を見ていないのに、Y田と本件場面を見たとの供述調書が作成された、Y田に送ってもらい、Y山と喫茶Cに行ったのは、事件当夜とは別の日である旨を証言していた。なお、Y田も第一審公判では、I見とY山を喫茶Cに送ったことはあるが、日にちの記憶はなく、警察官からI見らが本件場面を見た日だ正在といふ、検問に遭った日だから間違いないと聞かされたので、捜査段階ではこれに話を合わせた、本件場面を誰と見たかは思い出せず、本件場面を見たのがI見らを喫茶Cに送った日かは分からないと証言していた。

I見が検問を受けた事実は、うどん屋Tのけんかを目撃したというエピソード（第二次供述）とも両立する関係にある。そのため、Y田がI見とY山を喫茶Cに送ったのが3月19日（検問を受けたのと同じ夜）であり、その日にちが客観的証拠である本件場面の放送により裏付けられていることは、事件当夜にうどん屋Tのけんかを目撃したとの第二次供述を弾劾し、第一次供述の信用性を肯定するに当たり、裁判所の心証上、重要な意味合いがあつ

た。新証拠により、3月19日に本件場面が放送されていなかった事実が明らかになることで、I見らが警察官の誘導等により、ありもしない体験を述べる供述が作出されたことが認められ、これをきっかけに事件当夜の出来事に関する第一次供述が行われた経緯が明らかになり、I見の第一次供述全体の信用性に少なからず影響を与えている。反面、警察官の誘導等に迎合した旨を述べる第二次供述の信用性が相当程度回復される結果、I見が第二次供述で述べる誘導を受ける前の記憶、すなわち、I見が事件当夜にうどん屋Tのけんかを目撃し、その後検問を受けた事実が存在する可能性が浮上し、これにより、I見が事件当夜に請求人と行動を共にしていないのではないかという疑いが生じる。この点は、確定判決のいう大要と矛盾するから、確定判決の事実認定に与える影響は非常に大きい。新証拠は、確定判決によるI見供述の信用性評価に重大な疑問を生じさせるものであり、確定判決が依拠するI見の第一次供述の証明力を相当強く減殺し、確定判決の有罪認定の根拠を揺るがすものである。

なお、テレビ局への照会は、確定審検察官が起訴後、補充捜査の一環として警察に指示して行ったものであり、これにより、第一審の途中で、3月19日に本件場面が放送された事実はないことや、捜査報告書の誤りが発覚していた。よって、新証拠に係る「夜のヒットスタジオ」の放送日時、内容は、そもそも確定審において検討の俎上に載せられるべき重要な事実関係であった。ところが、確定審検察官は、3月19日に本件場面が放送されていない事実を把握したとみられるのに、捜査報告書の誤りを確定審で明らかにしないまま、なおも3月19日に本件場面が放送されたことを自らの主張の前提とし、審理においても動かし難い客観的事実として扱い続けた。確定審検察官は、請求人から、正しい事実関係を前提とした主張・立証の機会を奪い、裁判所にも、動かし難い事実について真実とは異なる心証を抱かせたまま、控訴審裁判所に有罪判決をさせ、これを確定させるに至っている。確定審検察官の訴訟活動は、知らなかつたと言い逃れができるような話ではなく、少なくとも確定審検察官において不利益な事実を隠そうとする不公正な意図があつたことを推認されても仕方がないところがある。確定審検察官の訴訟活動は、公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為といわざるを得ず、適正手続確保の観点からして、到底容認することはできない。

3 I見は、第二次供述をした後、控訴審になると検察側証人として出廷し、事件当夜の出来事について再び供述を変更して概ね第一次供述に沿う証言をした。この点について、I見は、当裁判所における証人尋問において、警察

との間で、自己の記憶に反する検査段階の供述調書どおりに証言する見返りに、自首した覚醒剤事犯を見逃してもらうとの闇取引に応じ、供述を変えたなどと証言した。

I 見の当審供述のうち、闇取引をいう部分については、自首したという覚醒剤事犯の曖昧さ、供述内容の不自然さ、供述変遷の理由が十分に説明されていないことなどからして信用性が乏しい。もっとも、新証拠によれば、I 見は、一審判決後の平成4年になってM警察官の取調べを受け、第一次供述に沿う警察官調書を作成している。I 見は、第一審段階で弁護側の主張に沿う第二次供述をし、控訴審供述でも記憶の混乱を自認していた上に、M警察官がI 見に接触した際には事件当夜から6年以上経過しているから、I 見がその時点で容易に当時の記憶を喚起できたとは考えにくい。I 見は、検査段階でM警察官から現に誘導等をされて、本件場面について客観的事実に反する第一次供述をするとともに、控訴審でも3月19日に本件場面を見た記憶が間違いなくあるとして同供述を維持した経過がある。I 見がM警察官の誘導等により、再び第一次供述に沿う内容を述べるに至った可能性は少なからずあった。加えて、I 見は、当審において、M警察官とは私的交際関係はなかったが、控訴審での証言後にM警察官から結婚祝いをもらったと述べている。この供述は、I 見が当裁判所に提出したM警察官の名前入りの祝儀袋に裏付けられていて、信用できるところ、職務の公正を保つべき警察官が私的交際関係のない重要証人に対し、証人尋問に近い時期に金銭を交付することは、公正であるべき警察官の職務に対する国民の信頼を裏切る不当な所為で許されず、M警察官も当然そのことを弁えていたはずである。それにもかかわらず、M警察官があえて結婚祝いを交付したからには、社会常識的にみて、I 見の当審供述のとおり、M警察官がI 見に対し検査段階における供述調書どおりに供述するよう働きかけ、I 見がこれに応じて控訴審供述をしたことへの謝礼的な意味合いが込められていたとみなされても仕方がない。警察としては、本件殺人事件という重大事件について無罪とする一審判決を受けたことで、I 見に再び検察官の主張に沿う証言をさせる動機があるはずであり、特に、M警察官は検査段階においてI 見の取調べや、その警察官調書作成を担当した人物であるからなおさらである。

- 4 以下、新旧証拠を総合して検討する。I 見は、当審供述を含めて、確定判決にいう大要部分について供述を転々とさせていて供述内容に混乱がある上、供述経過に照らしても、被誘導性の強さや、聴取者に応じて供述を変える傾向が現れているなど、その供述は総じて不安定であり、I 見供述の信用性は特に慎重に検討する必要がある。I 見は第一審で検察側として証言した後、

うどん屋Tのけんか話を知らない弁護人に、自ら、捜査の当初はうどん屋Tのけんかを見た後に検問に遭った記憶であったと話した。その内容は、うどん屋Tのけんか後に覚醒剤を譲り受けたため、検問を受けて動搖したとして、うどん屋Tのけんかと、検問を受けたのが同じ夜の出来事であることを無理なく説明している。さらに、捜査機関も起訴前の段階でうどん屋Tのけんかに関する裏付け捜査を行っていたことなどからすれば、I見において、取調べの初期段階で、事件当夜はうどん屋Tのけんかを見た後に、本件殺人事件に係る検問を受けた記憶があって、警察官に対しその旨の供述をしていた可能性があるといえる（なお、検察官は、うどん屋Tのけんかに関する裏付け捜査は、起訴後に行われたものであると主張していたが、弁護人らが起訴前の裏付け捜査の存在について反証し、検察官の主張が事実に反することが明らかとなると、検察官は、追加の主張、立証をせず、裁判所に対する説明を事実上放棄している。）。新証拠は、I見にこのような記憶がありながら、M警察官からの誘導等により第一次供述に至ったことを示すものであり、第二次供述と整合的なものである。第二次供述には相応の裏付けがあり、その信用性について軽々に否定することはできない。

他方で、確定判決が有罪認定の根拠としたI見の第一次供述、控訴審供述は、確たる裏付けを欠く上、具体性の乏しい曖昧な内容であり、M警察官からの誘導等に加えて、Y山と同席で取調べを受けたことが影響した可能性も否定できない。対立する第二次供述の信用性を否定できないことも踏まえると、I見の第一次供述等は、有罪認定に供し得るほど間違いなく信用することができる証拠にはならない。

【T雄の供述について】

- 1 T雄は、本件犯行時刻頃に請求人と犯行現場付近に同道した、本件犯行直後とみられる時間帯に、犯行現場付近で請求人の手や着衣に血が付いているのを目撃し、請求人から犯行をほのめかす発言を聞いたとされる人物である。
- 2 確定判決は、T雄供述の信用性を認めるにあたり、K西証言によれば、T雄が、本件犯行が行われた日時頃、市営住宅西側道路に本件スカイラインを停車させていた事実が裏付けられていることを挙げていた。K西証言は、3月19日夜、市営住宅付近をバイクで走行するなどしていたところ、本件犯行が行われた頃、T雄が本件スカイラインを停車したと供述する場所に、丸型のテールランプを有する白色普通乗用自動車が停車していたのを目撃した（スカイラインのテールランプは丸型である。）、このときに初めて丸いテールランプを見たので、たまたまその車を覚えていたというものである。

ところが、新証拠によりK西の供述経過を確認すると、K西は事件直後の

聴取の際には、不審車両について記憶がないと述べていた上に、後に目撃車両についての供述を開始した理由について、最初は警察に協力するのが嫌であったとしていたのを、途中からは、警察からは当初車両について聴取されなかったと供述を変更した。しかし、これは捜査状況に反した説明である。また、テールランプの形状の記憶状況についても、目撃当時から記憶に残っていると供述する一方、白い車が止まっていたことは覚えていたが、警察官から何でもいいから特徴を思い出すように言われてよく思い出したところ、テールランプが丸型であったと思い出したと供述を転々とさせており、この点でも供述の変遷がみられる。K西が本当に公判証言にいう車両を目撃しているのか、目撃していたとして、テールランプの形状に関する記憶が確かなものなののかについて相当疑わしく、K西証言は信用できない。

3 T雄は、最終的には、請求人が右手に血を付けて市営住宅西側道路に止めた本件スカイラインに戻ってきた後、請求人に指示され、請求人の義兄であるT田方（Kコーポ）に行ったが、T田は不在だったようで、請求人は今度はY山と接触しようとした旨の供述をしていた。確定判決は、T雄供述の信用性を認めるにあたり、T雄の上記供述は、実際に体験した者でなければ供述できない具体的な事実で、殺人を犯した者が犯行後に信頼し得る人物をあてにして行動することは犯人の心理として十分に理解ができ、虚構の事実であるとは認められないとしている。

T雄は、当初は本件殺人事件への関与を否定していたが、昭和62年1月頃からは関与を認める供述を始めており、同月29日になって、請求人からT田のところへ行くよう言われて行った旨の供述をしていた。新証拠中の取調べ補助官の備忘録等によれば、警察は同日に先立ち、Y山供述の裏付け捜査の過程で、T田が請求人の義兄でKコーポに居住していることを把握していたところ、T雄の取調べ官は、同日、T雄から新たな供述を得る前に、T雄に対しKコーポなどへの引き当たり捜査を実施していたことが認められる。そして、T雄の取調べ経過を報告する捜査報告書には、同月29日に引き当たりが行われたとの記載はなく、むしろ、T雄の供述を受けて、同月31日に引き当たりを実施した旨の記載がされていた。以上を総合して検討すると、同月29日の引き当たりは、T雄から得られた新たな供述内容を確認するために行われたものではなく、引き当たりを実施した結果、T雄の供述を得たことから、捜査報告書では、同日の引き当たりについてあえて記載せず、同月31日の引き当たりを供述確認のために行ったものとして、同日の引き当たりのみを捜査報告書に記載した疑いが現実的なものとして浮上する。このように、T雄が自ら供述をする前に、Kコーポへの引き当たりを受けてお

り、警察官らがこの点を伏せてT雄の供述経過に関する捜査報告書を作成していることからすれば、T雄のT田方に関する供述は自発的なものではなく、警察官の引き当たりを利用した誘導や示唆に迎合したものであった合理的疑いがある。

- 4 新証拠によれば、T雄は、請求人がT雄にT田方に行くよう依頼したとの作り話をした合理的な疑いがあることが示されている上、T雄供述の信用性を担保するはずのK西証言の信用性も減殺され、重要な裏付けが失われている。I見供述の信用性が揺らいでいることからも、T雄供述についても新旧証拠を総合して再検討する必要がある。

そこで検討すると、T雄は、取調べの当初に本件殺人事件への関与を否定していたが、このまま関与を否定し続けると、犯人匿匿に問われることや、下手をすればY山が供述するままに、本件殺人事件の共犯者にされかねないと考え、自己の保身のために、Y山供述に迎合した供述をした上で、本件殺人事件の現場に行ったことは否定するのが得策であると判断し、警察による誘導等に迎合する動機があった。T雄は、Y山の関与がないとされる部分を含め、警察官から示唆されるY山の供述、Kコーポなどへの引き当たりを含む取調べの過程で知った情報や、報道で知り得た事実等を基に、本件殺人事件と整合し、先行するY山の供述に沿う供述を行うことは可能であった。T雄供述は、確定判決にいう大要部分について客観的裏付けをほとんど欠いている上、請求人がシンナーを断続的に吸引しながら、Y山らを頼ろうとした際に合理的な行動を取れたとされていることなど、供述内容に不自然さや不合理さが残る。確定判決は、T雄供述に具体性、迫真性や臨場感があると指摘しているが、それらは作り出すことも可能な程度であり、これを根拠に体験供述であるとまでは評価できない。T雄供述の信用性を認める根拠は不確かなものとなっており、有罪認定に供し得るほど間違いなく信用できるとはいはず、確定判決のようにその信用性を肯定することはできない。

【Y山の供述について】

- 1 Y山は、請求人の関与を最初に供述した者であり、犯行前後の経過に関わり、Y山が中心となって請求人を匿うなどしたほか、請求人から犯行告白を受けたとされている人物である。
- 2 確定判決は、Y山供述の信用性を認めるにあたり、事件後に請求人を連れてN美方を訪れ、請求人を匿うよう依頼したが断られたという部分がN美証言により裏付けられていることを挙げていた。N美証言は、本件殺人事件後に、日にちは分からぬが、Y山と請求人が自宅に来て、Y山が請求人を匿うように頼んできたが断ったことがあったというものである。

ところが、新証拠によりN美の供述経過を確認すると、N美は、警察の聴取段階では、請求人から匿うよう頼まれたとしていた上、同行者の有無や、同行者がいたとして誰なのかについては曖昧な供述をしていたのに、検察での聴取以降は、Y山が同行しており、Y山から請求人を匿うよう頼まれたとしていて変遷がある。N美の供述は、嫌悪感の対象である請求人と対応したとの体験事実から、Y山と対応したとの体験事実に変遷があり、N美の記憶の残りやすさを考慮しても、N美が対応した相手については重要な供述部分であるところ、同変遷に合理的な理由は見当たらない。そもそもN美証言は、概括的な内容にとどまっており、総じて証言に消極的な態度が目立ち、弁護人らの反対尋問に対しては覚えていないなどとして、拒否的な応答が目立つており、容易には信じがたく、信用性を肯定することができない。

3 新証拠によれば、N美証言の信用性が否定されることになり、Y山供述はこの点について裏付けを欠くことになった。確定判決が指摘するその他の裏付けについては、確定判決がいう大要部分との関連性はさほど高くはなく、裏付けとしての意味合いは限定的である。確定判決は他の関係者の供述と大筋で一致しているとも指摘するが、I見及びT雄に関する新証拠を検討した結果、両者の供述がY山供述に迎合した具体的かつ合理的な可能性があることが明らかとなっており、裏付けとしての意味合いを失っている。Y山供述についても、なお信用性が認められるか新旧証拠を総合して洗い直す必要があるというべきである。

そこで検討すると、Y山は、自己に対する覚醒剤事犯等の取調べの段階から、取調官に対し、どうすれば刑が軽くなるのかを尋ねるとともに、請求人が本件殺人事件の犯人であると述べ、請求人に関する供述を行うと、取調官に対し、真犯人に関する供述をしているとして、減刑を期待する発言をし、自らの公判期日においても、わざわざ本件殺人事件についての真犯人を知っていると言及して、捜査機関のみならず、公判裁判所にもアピールしている。また、Y山は、複数回にわたり、血の付いた請求人の衣服の在りかについての供述をほのめかすことで、刑務所での収容を回避し、警察署における留置の継続を図ろうとしていた。Y山は、自分の供述が捜査機関にとって有力な情報源であることをよく認識した上で、自らの供述を取引材料に、自己の刑事事件の量刑の軽減、保釈の獲得や、留置における優遇等、自己の利益を図ろうとする態度が顕著である。警察も、Y山を警察署に留置しているのを奇貨として、Y山から本件に関する供述を引き出すため、面会、飲食や、移監について、通常では考えられないような優遇を認めたり、実質的にY山の要望を認めたりしており、これらは一種の不当な利益供与とみるほかはない。

そもそもY山は、法律家ではないから、捜査機関が本件に関する情報提供の見返りとして、求刑における配慮等、何らかの手心を加えてくれるのではないかと期待してもおかしくはないし、また、実際に自分の供述と引き換えに留置上の優遇等を受ける経験を経たことで、量刑の軽減や保釈の便宜に対する期待を膨らませた可能性もある。自分の刑事事件についての量刑の軽減や保釈の可否は、Y山自身の利益に直結するものであり、Y山は昭和61年9月頃には3年から4年程度の量刑となることを想定していた様子があるから、減刑等に対する期待は相応に大きかったものとみられる。その反面、Y山が請求人に関する供述を行う不利益として想定されるのは犯人蔵匿に問われることであり、Y山が供述により得られる自己の利益を優先し、虚偽供述を行うおそれのあったことは否定できない。

また、Y山は、t雄（T雄と名字の読みが同じ別人物）に関して本件に関与したとのうそをでっちあげてt雄を関係者として巻き込んだ上、警察官からt雄に事実を認めるよう説得を頼まれると、警察官立会いの下、t雄と面会し、自分の供述に合わせて虚偽の供述をするように仕向けたものであって、Y山の虚偽供述の意欲は強かったというべきである。さらに、Y山の虚偽供述の内容は一見すると体験供述であるかのような外観を有しており、その真偽を見破るのは容易なこととは思われない。

このように、Y山供述は、無実の者を罪に陥れるような虚偽供述に当たるおそれがある危険なものとみるべきであり、冤罪の防止の観点から、客観的証拠による裏付けのない限り、安易にそのような供述に乗りかかるべきではない。確定判決は、Y山供述にはらむ危険性を等閑視していたとの批判を受けてもやむを得ないところがある。

当審検察官は、当時Y山は勾留されていたから、少年院に入所していたA美を含め、他の主要関係者と口裏合わせをすることはできず、それにもかかわらず主要関係者がそろって血痕等の目撃を供述しているのは、実際にそのような出来事があったからである、警察がいくら巧みに誘導したとしても、Y山を除く5人の人間に経験していない血痕の目撃についての供述をさせることは現実的に不可能であると主張する。しかし、Y山は、覚せい剤取締法違反等について勾留をされていながら、警察官の関与の下、公然とI見やt雄らと面会し、本件について直接話をしていた。また、警察は、Y山の供述調書を使って、Y山の供述内容をY夫に伝えているし、関与を否認したt雄や、T雄に対しては、先行するY山供述の内容を詳細に示して、追及を行っていたことが認められる。警察官がt雄にY山やY夫を引き会わせ、本件殺人事件への関与を認めるよう説得させるなどしていることからも明らかなど

おり、警察は、捜査の行き詰まりもあって、当時唯一の情報源であったY山供述に頼り、主要関係者らに対し、Y山供述を示唆するなどして誘導等を行い、なりふりかまわず供述を得ようとしていた疑いが濃厚である。したがって、取調べ当时、少年院に収容されていたA美も含めて、警察官から具体的に示唆されるY山供述に迎合し、主要関係者らがY山供述に沿う供述を行うことは十分に可能であったといえる。また、主要関係者には、自己保身、Y山に仕事や覚醒剤を融通してもらった、別件での身柄拘束への懸念、Y山と交際関係にあったなど、警察の誘導等に応じてY山供述に迎合する動機もあった。

そうすると、Y山については、もともと真実に反して虚偽供述をするおそれが強く、実際に確定判決にいう大要部分についてt雄の関与という虚偽供述をし、t雄にうその供述をするよう働きかけた経過がある上、Y山供述については客観的裏付けに乏しく、他の主要関係者供述についても、関係証拠に照らし、Y山供述に迎合してなされた具体的かつ合理的な疑いが拭えないのであるから、これをY山供述の裏付けとみることはできない。Y山供述についても間違いなく信用することはできず、確定判決のようにこれを請求人の有罪認定に供するには無理があるといわざるを得ない。

血痕の目撃等をいうその他の主要関係者供述についても信用できない。

【まとめ】

再審請求審にも適用される「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則を意識しつつ新証拠を検討すると、主要関係者供述の信用性を補強する関係にあった客観的裏付け事実とされた事実（3月19日に本件場面が放送されたこと）に誤りがあることが明らかとなつたにとどまらず、同様の関係にあったI見、T雄、Y山供述を裏付ける証言等の信用性に見過ごせない疑問が生じて、数少ない裏付け証拠のうち本件殺人事件との関連性の比較的強いものがなくなり、客観的裏付けの乏しい状態にある供述自体の信用性が問題となって難しい信用性判断が求められる中、本件殺人事件の犯人の検挙や立件に執着する警察官らがY山供述にすがりつくようにしてI見やT雄に対しY山供述を基に誘導するなどし、I見やT雄がこれに迎合して虚偽の供述をしたのではないかという具体的かつ合理的な可能性があるとの心証に至り、確定判決が依拠したI見やT雄の各供述の信用性に揺らぎが生じた。

そのため、新旧証拠を総合して検討したところ、前同様、Y山において自己の利益を図るために請求人が犯人であるとのうその供述を行い、捜査に行き詰った捜査機関において他の主要関係者に対してY山供述に基づく誘導等の不当な働きかけを行い、その結果、Y山供述に沿う主要関係者供述が形成されてい

ったのではないかという具体的かつ合理的な疑いが更に強まり、新旧証拠を精査してもそのような疑いを払拭することができなかつたものである。

このような意味で、弁護人らが提示した仮説ないし立証命題の立証に成功したといえる。これに対し、当審検察官において、上記仮説ないし立証命題の成立を完全に否定しなければならなくなつたが、その主張・反証は奏効していない。

更に言えば、なるほど、複数の供述者がある場合に、供述者らに利害関係がない場合等には、複数の供述内容が一致することで、相互に信用性を支え合う関係にあると評価できる場合もあり、確定判決のいう大要が認定できるという見方も可能であることを完全に否定するつもりはない。しかし、前述したとおり、本件においては主要関係者においてY山供述に迎合するだけの動機がある上、その立場や性行等に鑑み、被誘導性も強いものがあり、その一方で、捜査機関等（起訴後は検察官も含む。）においては、捜査や公判での立証に行き詰まりを感じ、請求人を立件して有罪に持ち込みたいという思惑を強く有していたことから、捜査機関等による供述誘導等の意図も相当強かつたものと推認できるところもある。しかも、主要関係者の各供述に客観的な裏付けとなるような証拠に乏しいため、主要関係者に対し、捜査機関等が見立てた筋立て（ストーリー）に見合った供述ないし証言を求めていたことは容易にみて取れ、主要関係者においてもそれに迎合した具体的な供述をすることは決して不可能ではなかつたと考えられる。

そうすると、主要関係者供述が大筋で一致しているからといって、同供述が実際に体験した事実を供述するものとは評価することができないから、確定判決のように主要関係者供述の信用性を認めることは、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則にもとることになり、正義にも反し許されないとすべきである。したがって、主要関係者供述を間接証拠として、犯行可能性、血痕目撃や犯行告白といった間接事実は認定することができない。

このほか、確定判決は、請求人が少ながらぬ機会に自己が犯人であることを認めるかのような言動に出ており、これを請求人が本件犯行を犯したことを探測させる重要な根拠となり得るとしているが、この間接事実単体で請求人が本件殺人事件の犯人であることを間違ひなく推認させるほどの推認力はなく、その他の間接事実についても同様である。

以上の検討によれば、弁護人らが提出した心理学者作成の鑑定書や、ルミニール反応の陰性化に関する実験結果（本件スカイラインから被害者の血痕が発見されなかつたことに関するもの）を始めとする他の新証拠を検討するまでもなく、請求人が本件殺人事件の犯人であることについては合理的な疑いを超

る程度の立証がされているとは認められず、請求人を犯人であると認めることはできない。

弁護人らの主張には理由があるので、刑訴法448条1項により、本件について再審を開始することとする。

以上